第1章 総則

第1条(「ひかり」コース with ドコモ光の提供)

ビッグローブ株式会社(以下「当社」といいます。)は、この特約に基づき、「ひかり」コース with ドコモ光(以下「本コース」といいます。)を提供します。本コースの詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

- 2 本コースは、当社の別途定める「BIGLOBE 会員規約」(以下「会員規約」といいます。)に定める「BIGLOBE サービス」の一コースとして提供するものです。本コースの提供には、この特約に定めるものを除き、会員規約の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本コースの提供に関する限り、この特約が優先します。
- 3 本コース契約(その意味は第3条に定めます。)の申し込みは、当社による直接の受け付けを行わず、株式会社 NTT ドコモ(以下「ドコモ」といいます。)に対して、かつ、ドコモ FTTH 契約(その意味は第3条に定めます。)の申し込みと併せて行う場合に限り、受け付けます。

第2条 (この特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い本コース会員(その意味は第3条に定めます。)に通知することにより、この特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、本コース会員からこの特約の第13条に基づく本コース契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本コース会員による承諾があったものとみなします。

第3条 (用語の定義)

会員規約において定義された用語の意味は、この特約に別段の定めがある場合を除き、この特約においても同一の意味を有します。

- 2 前項に定めるほか、この特約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。
 - (1) 「本コース契約」とは、当社から本コースの提供を受けるための契約をいい、第7条に基づき会員が行った本コース契約の申し 込みを第8条に基づき当社が承諾することにより成立します。
 - (2) 「本コース会員」とは、この特約に基づき当社との間で本コース契約が成立している者をいいます。
 - (3) 「契約者端末」とは、本コースの提供を受けるために、本コース会員が保有している必要のあるパーソナルコンピュータ等の機器をいいます。
 - (4) 「契約者回線」とは、本コースの提供を受けるために、本コース会員が設置する電気通信回線をいいます。
 - (5) 「本コース料金」とは、本コースの提供にかかわる料金をいいます。
 - (6) 「会員契約」とは、会員規約に基づき当社と本コース会員との間に成立している、BIGLOBE サービスの提供を受けるための契約をいいます。
 - (7) 「ドコモ FTTH サービス」とは、ドコモが「ドコモ光」の名称にて提供する FTTH サービスをいいます。
 - (8) 「ドコモ FTTH サービス料金」とは、ドコモ FTTH サービスの提供にかかわる料金をいいます。
 - (9) 「ドコモ FTTH 約款等」とは、ドコモが自己の顧客にドコモ FTTH サービスを提供するにあたり適用される約款等としてドコモが制定したものをいいます。
 - (10) 「ドコモ FTTH 契約」とは、ドコモ FTTH 約款等に基づきドコモとドコモの顧客との間で締結する、ドコモ FTTH サービスの 提供にかかる契約をいいます。

第2章 本コースの提供区域および内容

第4条(本コースの提供区域)

本コースの提供にかかわる契約者回線の終端とすることができる場所は、ドコモ FTTH サービスの提供区域内とします。

第5条(本コースの提供条件等)

本コースは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。

- 2 当社または当社が本コースの提供に用いる電気通信回線の提供者(ドコモを含みます。)は、本コース会員が一定時間内に当社所定 の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、および本コース会員間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通 信速度を制限することができます。かかる制限の内容は、当社が別途定めるものとします。
- 3 本コース会員は、自身の費用負担および責任において、契約者端末を取得するとともに、本コースの利用にあたり契約者端末が正常 に稼働するように維持および管理しなければなりません。
- 4 当社が本コース会員への本コースの提供を開始する日(以下「本コース開始日」といいます。)は、その本コース会員について、ドコモ FTTH 契約および本コース契約の成立後、ドコモ所定の工事が完了し、ドコモ FTTH サービスにかかわる回線が開通したことを当社が認識した日が属する月の翌月初日とします。

第3章 契約

第6条 (契約の単位等)

当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の本コース契約を締結します。この場合、本コース会員は、1 の本コース契約につき 1 の個人に限ります。

第7条(本コース契約の申込資格および申込方法)

本コース契約の申し込みは、ドコモから所定のモバイル通信サービスの提供を受けるための契約をドコモと締結している個人に限り行うことができます。

- 2 本コース契約の申し込みは、申し込みをする個人(以下「申込者」といいます。)が、会員規約およびこの特約を承諾のうえ、当社 所定の方法により、次の各号に定める事項を申告のうえ、行う必要があります。
 - (1) 氏名または名称
 - (2) 住所
 - (3) 契約者回線にかかわる終端の場所
 - (4) 前項の契約によりドコモから発番を受けた電話番号
 - (5) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項
- 3 前項の申し込みは、当社が直接受け付けることはなく、ドコモが当社に代わりドコモ所定の方法により受け付けます。ドコモは、前項の申し込みが行われた旨、および、前項により申込者から申告を受けた事項を当社に通知します。
- 4 第1項に基づく申し込みの時点において申込者と当社との間に会員契約が成立していて、かつ、本コース以外の BIGLOBE サービス のコースの提供を受けている場合は、その申込者は、本コース開始日をもってそのコースから本コースへコース変更されることに同意します。
- 5 申込者には、第2項の申し込みにあたり、その申込者について本コース契約が成立した場合において、次に定める取り扱いがなされることに同意いただきます。
 - (1) 本コースの申し込みと同時に会員規約に基づく会員契約の申し込みを行う申込者の場合
 - ・会員規約第26条(料金等の支払方法)第1項の規定にかかわらず、同項所定の有料サービス(本コースを除きます)の料金等の支払方法として当社が申込者に代わり同項第4号所定のNTTファイナンス回収代行を指定選択すること(申込者は、同項に定めるその他の支払方法を選択指定することはできません)
 - (2) 本コースの申し込みの時点において既に当社と会員契約を締結している申込者の場合
 - ① 同第26条第1項に基づき、同項所定の有料サービス(本コースを除きます)の料金等の支払方法として同項第3号所定の NTT回収代行、同第5号所定のフレッツ・まとめて支払いおよび同第6号所定のKDDI請求を指定選択している申込者の 場合
 - ・当社が申込者に代わり、かかる支払方法を NTT ファイナンス回収代行に変更すること(かかる変更の実施時期は当社が 別途定めます)
 - ② 同第26条第1項に基づき、同項所定の有料サービス(本コースを除きます)の料金等の支払方法として①に記載以外の支払方法を指定選択している申込者の場合
 - ・本コース契約の成立後も、かかる指定選択がされた支払方法が適用されます。
- 6 前項第1号所定の申込者および前項第2号①所定の申込者は、第2項の申し込みにあたり、NTTファイナンス株式会社が定める「電話料金合算サービス利用に関する契約条件」(その名称変更後のものも含みます。) に同意いただきます。

第8条(本コース契約の申し込みの承諾)

本コース契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本コース契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本コース 契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて本コース会員に通知すること により、本コース契約を解除することができます。ただし、本項第2号または第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその 事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの本コース会員に通知することにより、会員 契約または本コース契約を解除することができます。
 - (1) 本コース契約の申込時に申込者が虚偽の事項を申告したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、本コース料金もしくはその他当社が提供するサービスにかかわる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠る おそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用などにより本コース契約もしくは BIGLOBE サービスに関連する契約等の解除、または BIGLOBE サービス等 の利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) 申込者が未成年者等であって、本コース契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (5) その他本コース契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 本コース会員は、本コース契約の申し込みの当社による諾否、および、前項に基づき当社が本コース契約を解除した場合におけるその解除の事実を、当社がドコモに通知することに同意します。

第9条 (変更の届け出)

本コース会員は、本コース契約の申し込みにあたり申告した第7条第1項各号所定の事項について変更(ただし、第7条第1項第3号所定の事項については、第4条所定の区域外への移転は認められません。)があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。本コース会員がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

2 前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要なものとして当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、本コース 契約の申し込みとみなして第8条第2項に準じて扱います。

第10条(利用中止)

当社は、次のいずれかの場合には、本コース会員による本コースの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合
- (2) ドコモ FTTH サービスの利用が中止される場合
- (3) 当社により通信利用が制限となる場合
- (4) 天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本コースの提供をすることが困難となった場合
- (5) 当社が、運営上、技術上その他理由により、本コースの利用を中止することが必要であると判断した場合(当社が本コース会員 に割り当てる IP アドレスを切り替えるため、その本コース会員による本コースによる回線接続中に本コースによる通信を一時的 に中断する場合を含みます)
- 2 当社は、前項の規定により本コースの利用を中止するときは、あらかじめその旨を本コース会員に通知します。ただし、緊急やむを 得ない場合は、または、前項第5号に定める本コースによる通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を 行うことができます。
- 3 当社は、第1項による本コースの利用の中止により本コース会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第11条(利用停止)

当社は、会員規約に定める場合のほか、次のいずれかの場合には、本コース会員による本コースの利用を停止することがあります。

- (1) 本コース会員がこの特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- (2) 本コース会員が会員規約の規定に基づき本コース以外のBIGLOBE サービスの利用を停止された場合
- (3) 本コース会員が、本コースの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行わせた場合
- (4) 当社がドコモから、ドコモが本コース会員に対して第14条第2項に定める請求にかかる業務を通常に実施したにもかかわらず 本コース会員がかかる請求に対する支払いをしない等の事由により本コース料金を本コース会員から回収できない旨の通知を受 けた場合
- 2 当社は、前項の規定により本コースの利用を停止するときは、あらかじめその旨を本コース会員に通知します。ただし、緊急やむを 得ない場合は、この通知を行うことなく、かかる停止を行うことができます。
- 3 当社は、第1項による本コースの利用の停止により本コース会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。
- 4 本コース会員は、第1項に基づき本コースの利用を停止した場合において、かかる停止の事実を、当社がドコモに通知することに同意します。

第12条 (契約の解除等)

当社は、前条の規定により本コースの利用停止を受けた本コース会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なお、その停止事由を解消しなかった場合には、何らの責任も負うことなく、本コース契約を解除することができます。ただし、当社は、本コースの利用停止の事由が前条第1項第4号に定めるものである場合は、かかる催告を行うことなく、本コース契約を解除することができます。

- 2 当社は、前項の規定により本コース契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を当社所定の方法により本コース会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本コース契約の解除を行うことができます。
- 3 会員契約が本コース会員による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、その本コース会員と当社との間の本コース 契約は同時に解除されます。
- 4 本コース会員は、前3項に基づき本コース契約が解除された場合におけるその解除の事実を、当社がドコモに通知することに同意します。

第13条(本コース会員による本コース契約の解除)

本コース会員が本コース契約を解除しようとするときは、その旨を当社所定の方法により当社またはドコモ所定の方法によりドコモに通知します。この場合、通知先に応じ、次に定める日をもって、本コース契約は終了します。

- (1) 本コース会員がかかる通知を当社に対して行った場合
 - ① 本コースから他の BIGLOBE サービスへのコース変更に伴い本コース契約を解除する場合
 - ・かかる通知が行われた後、かかるコース変更に必要な当社所定の手続きが完了した日

- ② 上記①以外の場合
 - ・かかる通知を受けた旨を当社がドコモに通知し、ドコモから解除を了承した旨の通知を当社が受けた日(該当日については、当社が本コース会員に別途通知します)が属する月の末日
- (2) 本コース会員がかかる通知をドコモに対して行った場合
 - ・ドコモから解除を了承した旨の通知を当社が受けた日 (該当日については、当社が本コース会員に別途通知します) が属する 月の末日
- 2 本コース会員は、前項に基づき本コース会員が本コース契約を解除した場合におけるその解除の事実を、当社がドコモに通知することに同意します。

第4章 本コース料金

第14条 (本コース料金)

本コース料金は、ドコモ FTTH サービス料金と合算して設定します。

- 2 本コース料金の本コース会員に対する請求はドコモ FTTH サービス料金と合算してドコモが行い、本コース会員は、ドコモ FTTH 約款等に定める期日および方法に従い、これらをドコモに支払います。なお、本コース料金の課金開始日は、ドコモ FTTH 契約にかかるドコモ FTTH サービス料金の課金開始日と同一とします。
- 3 本コース会員が自己の責めによらない事由により本コースまたはドコモ FTTH サービスのいずれかを全く利用することができない 期間についての本コース料金の取り扱いは、ドコモ FTTH 約款等に定めます。なお、ドコモ FTTH 約款等に定めがある場合、かか る期間について本コース会員が本コース料金をドコモに既に支払っているときは、かかる受領済みの本コース料金がドコモから本コース会員に返還されます。
- 4 本コース会員は、第2項に基づくドコモによる請求および本コース料金の受領のために、当社が本コース料金にかかる債権をドコモ に譲渡すること(ドコモが、ドコモ FTTH 約款等に基づきドコモ FTTH サービス料金にかかる債権を譲渡する譲渡先事業者に対して、さらに譲渡することを含みます。)を承諾します。

第15条(ドコモ FTTH 契約の終了後の扱い)

本コース会員は、第7条に定める本コース契約の申し込みと同時に申し込みをし、ドコモとの間で成立したドコモ FITH 契約が終了した場合は、本コース契約も同時に終了することに同意します。なお、その本コース会員は、かかる終了時に当社所定の手続きに従い本コースから本コース以外の BIGLOBE サービスへのコース変更を行うことにより、その変更後のコースにて BIGLOBE サービスを引き続き利用することができます。

2 ドコモ FTTH 契約が終了した日以後の期間における本コース料金は、前条の規定にかかわらず、本条第1項に定める条件に従い、本コース会員は、会員規約第26条(料金等の支払方法)に基づき指定選択した支払方法に従い、これを支払わなければなりません。かかる本コース料金は前条第4項に定める債権譲渡の対象外です。

第16条(ドコモ FTTH 契約の名義と本コース契約の名義が異なる場合の扱い)

本コース会員の本コース契約にかかる契約名義と第7条に定める本コース契約の申し込みと同時に申し込みをし、ドコモとの間で成立したドコモ FTTH 契約の契約者(以下「ドコモ FTTH 契約者」といいます。)の名義が異なる場合、ドコモ FTTH 約款等の定めに従いドコモ FTTH 契約者が第14条第2項に定める本コース料金にかかる債務を引き受けることについて、本コース会員は同意します。また、かかる場合において、第14条第3項に定める本コース料金の返還が行われるときは、かかる返還がドコモ FTTH 契約者に対して行われることについて、本コース会員は同意します。

第5章 雑則

第17条 (付加サービス)

当社は、本コース会員に対して、本コースの付加サービスとして次の各号所定のサービス(以下「付加サービス」といいます。)を提供することがあります。付加サービスの内容の詳細、および、提供する場合における提供開始時期は、当社のウェブサイト上に掲示します。

- (1) IPv6 サービス (IPv6 IPoE またはv6 プラスのうちのいずれか)
- (2) IPv6 オプションライト
- (3) IPv6 オプション
- 2 当社は、付加サービスの利用条件を別途定めることがあります。本サービス会員は、当社が付加サービスを提供する場合、かかる利用条件に 従い付加サービスを利用しなければなりません。
- 3 本コースに適用される会員規約およびこの特約の条項は、付加サービスにも準用します。ただし、これら条項と第2項所定の利用条件の内容が相違する場合は、その利用条件が優先します。
- 4 当社が付加サービスを提供する場合、本コース会員には、付加サービスを利用するにあたり、次の各号に定める事項に同意していただきます。なお、本件付加サービスのうちv6プラスをご利用になる場合は、v6プラス機能に対応した契約者端末が別途必要になり、かかる契約者端末については、ご利用になる本コース会員の責任および費用負担にて、取得していただきます。
 - (1) 付加サービスを利用するために必要となるサービスである「フレッツ・v6 オプション」の提供を受けるための契約を本コース会員が東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)または西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といま

- す。)と締結すること。この契約の申込手続きは当社が代行します。本コース会員は、当社がかかる申込手続きを行うために必要な範囲内で、かかる代行にあたり、その本コース会員が第7条に基づく本コース契約の申込時に申告した事項(第9条に基づく届け出がなされた変更後の事項を含みます。)、および、当社がドコモから通知を受けた、その本コース会員が利用する契約者回線に割り当てられたID およびアクセスキーを NTT 東日本または NTT 西日本に提供することに同意します。
- (2) 本件付加サービスに関して、本コース会員による付加サービスの利用に必要な IPv6 アドレスの割り当てを日本ネットワークイネイブラー株式会社(以下「JPNE」といいます。) から受けるための手続きを当社が代行するために必要な範囲内で、前号所定の ID およびアクセスキーを JPNE に対して提供すること。
- (3) 第1号所定の「フレッツ・v6 オプション」を開通させるための工事に際し、本コース会員が割り当てを受けている IPv6 の IP アドレス (IPv6 PPPoE 方式にて割り当てられているものを除く。)が変更になること、および、かかる変更の際に本コースに瞬断が生じること。
- (4) 本コース会員による本コースの利用中において、通信経路を制御する等の目的のために、当社がその本コース会員に割り当てる IPv4 または IPv6 の IP アドレスを変更すること。

第18条 (無保証)

当社は、本コースについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、本コース会員の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第19条(会員情報等の取り扱い)

本コース会員には、本コース会員が第7条に基づく本コース契約の申込時に申告した事項(第9条に基づく届け出がなされた変更後の事項を含み、以下「本コース会員情報」といいます。)を、会員規約に定める個人情報の保護に関する規定およびこの特約の他の規定に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

- (1) 本コースを提供すること。
- (2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または架電するために本コース会員情報を利用すること。
- (3) 第8条第3項、第11条第4項、第12条第4項または第13条第2項に基づく通知を行う場合において、通知の対象となる本コース会員を特定するために、その本コース会員の本コース会員情報をドコモに提供すること。
- (4) 第14条第4項に定める債権譲渡を行うために必要な範囲で本コース会員情報をドコモに提供すること(ドコモが、ドコモ FITH 約款等に基づきドコモ FITH サービス料金にかかる債権を譲渡する譲渡先事業者に対して、さらに提供することを含みます)。
- (5) 第1号および第2号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、本コース会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して本コース会員情報の取り扱いについて委託すること。
- 2 本コース契約の申込当時においてこの特約第7条第5項第1号または第2号①所定の申込者であった本コース会員には、同項所定の 有料サービスの支払方法として会員規約第26条(料金等の支払方法)第1項第4号所定のNTTファイナンス回収代行(電話料金合 算サービス)を適用するため、この特約第7条第2項第4号に基づきその本コース会員情報を当社またはドコモがNTTファイナンス株式会社に提供することに同意していただきます。

第20条(本コースの変更または廃止)

当社は、本コースの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本コースの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により本コース会員に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

附則

この特約は、2020年3月23日から実施します。

<料金等の支払方法に関する特則>

・2019 年 7 月 1 日以降の当社が定める時点において、会員規約第 26 条 (料金等の支払方法) 第 1 項の有料サービス (本コースを除きます) の料金等の支払方法として同項第 4 号の NTT ファイナンス回収代行以外の方法を指定選択している本コース会員の料金等の支払方法は、同条第 1 項第 3 文の定めに基づき、同項第 4 号の NTT ファイナンス回収代行に変更します。かかる変更の実施時期は、本コース会員ごとに、当社が任意に定めます。本コース会員は、かかる変更があった時点で、この特約第 19 条第 2 項の規定が準用されることに同意します。

以上